

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所 御中
各福祉用具貸与事業所

宮崎市介護保険課長
(公 印 省 略)

福祉用具貸与及び購入に関する取扱いについて(通知)

日頃から、本市の介護保険事業にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、介護給付の適正化を図る観点から、下記のとおり通知いたしますので、事業者の皆様におかれましてはご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 福祉用具貸与及び購入対象の福祉用具について

令和5年12月26日付の通知でご連絡しているとおり、宮崎市においては、介護保険の福祉用具貸与及び購入の給付対象となる商品について、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準としております。同協会のホームページにおいて介護保険の福祉用具貸与または購入の対象であることが表示されていない商品については、仮にTAISコードが付与されている場合でも、介護保険の給付対象外となります。(TAISコードが付与されおらず、福祉用具届け出コードのみを有する商品につきましても介護保険の給付対象外です。)

《公益財団法人テクノエイド協会ホームページでの確認方法》

- (1) 公益財団法人テクノエイド協会のホームページ内の「福祉用具情報システム(TAIS)」に TAISコード等を入力して該当商品を検索します。
- (2) 該当商品に「貸与」や「購入」マークが入っていない場合は、介護保険の給付対象外になります。

なお、一部例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具がありますので、そちらにつきましては別途後述する「Q&A」にて示しております。今後、例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具が増えた場合は、宮崎市のホームページを随時更新する予定です。

2. 福祉用具貸与における今後の対応について

現在貸与中の福祉用具のうち、公益財団法人テクノエイド協会の「貸与」マークがついておらず、宮崎市が例外的に認めていない商品及び福祉用具届出コードのみを有する商品につきましては、本通知発出後6か月を目途に、利用者への説明および計画の見直しを行っていただき、貸与中の商品を「貸与」マークが付与された商品へ交換する等の対応をお願いいたします。

3. 福祉用具貸与及び購入における「Q&A」の公開について

この度、福祉用具貸与及び購入における皆様からのお問い合わせを「Q&A」として取りまとめ、宮崎市のホームページ上で公開しました。福祉用具貸与及び購入に係る本市の考え方を取りまとめておりますので、介護給付の適正化を図る観点から、必ずご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。なお、今後随時「Q&A」の更新を行いますので、ホームページの確認をお願いいたします。

【参考】

<テクノエイド協会 福祉用具情報システム(TAIS) QRコード>



<宮崎市公式ホームページ QRコード>



宮崎市 公式ホームページ

>ホーム>健康・福祉>介護保険>要介護認定手続き

>介護保険で利用できる福祉用具

(問い合わせ先)

介護保険課介護サービス係

担当 日高・安藤

電話 0985-21-1777